

## 審 査 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第8条第2項
処 分 の 概 要： 通行許可
原権者（委任先）： 警察署長（熊本県警察本部高速道路交通警察隊長を含む。）
法 令 の 定 め： 道路交通法施行令第6条（通行を禁止されている道路における通行の許可） 道路交通法施行規則第5条（通行禁止道路通行許可証の様式等） 熊本県道路交通規則第4条（警察署長の通行許可）
審 査 基 準： 別紙参照
標 準 処 理 期 間： 5日（行政庁の休日を含まない。）
申 請 先： 通行許可を要する区間を管轄する警察署 熊本県警察本部高速道路交通警察隊
問 合 せ 先： 通行許可を要する区間を管轄する警察署 熊本県警察本部高速道路交通警察隊
備 考：

## 別紙

許可の申請を受理した警察署長（交通部高速道路交通警察隊長を含む。）は、当該申請に係る許可対象行為が1から3のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

- 1 車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。
- 2 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で以下の(1)～(3)のすべてを満たす場合。
  - (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならないが、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること
  - (2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取りえない状況にあること
  - (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと
- 3 1、2のほか、熊本県道路交通規則（昭和47年2月24日熊本県公安委員会規則第1号）第4条に掲げる事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。

なお、熊本県道路交通規則第4条に規定されている「日常生活に欠かすことの出来ない物品等を運搬するためやむを得ない」とは、人家、商店、事務所等に新聞、牛乳、プロパンガス等日常生活の必需品を運搬するには、当該規制道路の区間内又は当該規制道路を通行しなければ他に交通の方法がない場合をいう。

「冠婚葬祭その他社会慣習上やむを得ない」とは、結婚式、葬儀、祭礼、その他社会慣習上当該規制道路を通行しなければならない場合をいう。

「業務上の必要によりやむを得ない」とは、住宅その他の工作物の建築のための資機材の運搬、引っ越しその他特別に必要なもので、当該規制区間又は当該規制道路を通行しなければ他に交通の方法がない場所において業務を行わなければならない場合をいう。